

対象工事番号  
(支援室が記入)

【交付様式：4-1(1)】

対象建物1棟毎に1枚のシートを作成して下さい。用途変更なし・用途変更ありに☑チェックして下さい。

## 工事計画書 用途変更なし 用途変更あり

### 1. 補助対象工事について **賃貸住宅部分について、用途変更なし・用途変更ありを選んでチェックして下さい。**

実施する改修工事の内容として、事業要件に該当するもの**全てに☑チェックして下さい。**

なお、改修工事の要件の詳細については、交付申請要領を確認してください。

**申請する項目にチェックをして下さい。**

分類	改修工事の名称	工事種別	数量	補助対象金額(税抜)	
イ	バリアフリー改修工事 交付申請要領(参考1) に準じるものとする。	改修後の対象住戸には右記のいずれかが対応されていることが必要です。	手すりの設置 <input checked="" type="checkbox"/>	2	32,500 円
		段差解消 <input checked="" type="checkbox"/>	1	468,200 円	
		廊下幅等の拡張 <input type="checkbox"/>		円	
		浴室の改良 <input type="checkbox"/>		円	
		便所の改良 <input type="checkbox"/>		円	
		上記に加えて補助対象となる工事	出入口の戸の改良 <input type="checkbox"/>		円
		階段の設置・改良 <input type="checkbox"/>		円	
		転倒防止 <input type="checkbox"/>		円	
補助対象費用(バリアフリー改修工事) 小計				500,700 円	
□	耐震改修工事 昭和56年5月31日以前に着工された住宅について、現行の耐震基準に適合させるもの	※建築基準法等関係法令適合について建築士の確認を要します。	<input type="checkbox"/>	円	
ハ	他用途から賃貸住宅に用途変更するための改修工事 戸建住宅や事務所等の賃貸住宅以外の用途の建物を <b>賃貸住宅に用途変更</b> するために必要となる改修工事	※建築基準法の建築確認申請が必要です。	<input checked="" type="checkbox"/>	2	5,000,000 円
ニ	入居対象者の居住の安定の確保を図るため居住支援協議会が必要と認める改修工事	※所管の協議会が設定していない場合は補助対象となりません。	<input type="checkbox"/>		円
	諸経費、値引き等を別項目としている場合はこちらに記入して下さい。		<input type="checkbox"/>		円
			<input type="checkbox"/>		円
C 補助対象工事費(賃貸住宅部分) 合計				5,500 千円	

### 2. 対象建物における空家等戸数 **【交付様式:3-1】の対象住戸の戸数と相違がないようにして下さい。**

総戸数  戸 のうち対象住宅戸数 A:  戸 用途変更なし  
対象住宅戸数 B:  戸 用途変更あり

### 3. 補助対象費用(改修工事費) **【税抜】**

↓千円未満切り捨て・税抜で記載して下さい。

項目	金額欄	備考
C 補助対象工事費(賃貸住宅部分)	5 5 0 0 千円	上記「1. 補助対象工事について」の補助対象工事費(賃貸住宅部分)の金額となり
D C(補助対象工事費) × 1/3	1 8 3 3 千円	
E1 A(対象住戸数) × 50万円	1 0 0 0 千円	用途変更なし
E2 B(対象住戸数) × 100万円	2 0 0 0 千円	用途変更あり
E 賃貸住宅部分の上限額(=E1+E2)	3 0 0 0 千円	E1とE2の合計が賃貸住宅部分の上限額になります。
F 補助申請額(賃貸住宅部分)	1 8 3 3 千円	DとEの金額のうち、低い方を記入する。

※子育て支援施設の無い場合は、F 補助申請額(賃貸住宅部分)が交付様式1-1の補助申請額になります。

#### ■ 他の補助金の有無

本事業以外に、国や地方公共団体の補助金を申請又は受領する予定がある場合、下記に事業名と本事業との区分けを明記してください。

**この記入欄に内容が収まらない場合は、ここには「別紙添付」と記載の上、別紙(任意様式)の提出可。**

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【平成28年度】工事計画書

対象工事番号  
(支援室が記入)

【交付様式：4-1(2)】

対象建物1棟毎に1枚のシートを作成して下さい。子育て支援施設がある場合は☑チェックして下さい。

## 工事計画書 子育て支援施設

### 1. 補助対象工事について

賃貸住宅部分について、子育て支援施設をチェックして下さい。

実施する改修工事の内容として、事業要件に該当するもの全てに☑チェックして下さい。

申請する項目にチェックして下さい。

分類	改修工事の名称	工事種別	数量	補助対象金額 (税抜)
ホ	子育て支援施設整備のための改修工事	<input checked="" type="checkbox"/>	1	5,000,000 円
	施設分の諸経費、値引き等を別項目としている場合はこちらに記入してください。	<input type="checkbox"/>		円
		<input type="checkbox"/>		円
H 補助対象工事費 (子育て支援施設部分) 合計			5,000	千円

### 2. 対象建物における子育て支援施設数

対象施設数 G :  施設

交付様式4-1(1)の F補助申請額(賃貸住宅部分)の金額を記入してください。

### 3. 補助対象費用 (改修工事費) 【税抜】

↓千円未満切り捨て・税抜で記載して下さい。

項目	金額欄	備考
H 補助対象工事費 (子育て支援施設部分)	5 0 0 0 千円	上記「1.補助対象工事について」の補助対象工事費 (子育て支援施設部分) の金額となります。
I H (補助対象工事費) × 1 / 3	1 6 6 6 千円	
J G (対象施設数) × 100万円	1 0 0 0 千円	
K F 補助申請額 (賃貸住宅部分)	1 8 3 3 千円	賃貸住宅部分の補助申請額を記入する。
L 施設の補助額 (子育て支援施設部分)	1 0 0 0 千円	IとKの金額のうち、一番低い金額を記入する。
F 補助申請額 (賃貸住宅部分)	1 8 3 3 千円	交付様式4-1 (1) のFの金額を記入する。
M 補助申請額 (全体) ※	2 8 3 3 千円	LとFの金額の合計を記入する。

※子育て支援施設がある場合は、M補助申請額 (全体) が交付様式1-1の補助申請額になります。

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

【平成28年度】工事計画書

対象工事番号 (支援室が記入)										
--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【交付様式：4-2】

対象住宅1棟毎に1枚のシートを作成して下さい。

#### 4. 改修工事について

契約した 施工者	名称等	氏名又は 法人名	(フリガナ) カブシキガイシャ ○○ケンチュク 株式会社 ○○建築						施工者 印	※法人の場合は法人印を押印								
		法人の 代表者名	(フリガナ) ダイク チカラ 大工 力															
		役職	代表取締役															
	連絡先	住所 (都道府県名より 記入して下さい)	〒	1	0	3	-	0	0	2	7	東京	都・道 府・県	中央区日本橋	○	○	○	申請書に押印する印鑑は統一して下さい。
	電話番号	0	3			-	3	1	2	3	-	5	5	6	6			
建設業許可番号 (建設業許可を受けている場合に記入して下さい)																		
工事請負契約日	平成	27	年	7	月	20	日	請負 金額	4,000,000	円	(消費税抜き)							
工事着工予定日	平成	27	年	9	月	1	日											
工事完了予定日	平成	27	年	10	月	30	日											

※複数の事業者に分離して発注する場合(分離発注)は用紙を追加して下さい。  
 ※分離発注は、改修工事の分類(イ・ロ・ハ・ニ)毎に請負契約を締結するもののみ認めます。

工事請負契約書(消費税抜き)の金額を記入して下さい。

#### 5. 補助対象工事費内訳

分類	工事種別	数量	金額(税抜)	備考
イ	手すりの設置	2	32,500	トイレ設置I型1本×2
イ	段差解消	1	468,200	DKと和室間の工事
補助対象工事費全体	合計		500,700	↓千円未満切捨て金額 ←この金額は【交付様式：4-1(1)】のC補助対象工事費と【交付様式：4-1(2)】のH補助対象工事費の合計と同額となります。 500 千円

見積書(内訳書)と申請補助対象工事費が判断できるように工事項目等記入して下さい。

※1 補助対象工事は、交付様式4-3及び4-4の分類、工事種別毎に記入し、各々の数量及び金額を記入して下さい。また、備考欄には部屋番号、施工箇所、施工量(概数)を明記してください。  
 ※2 工事請負契約における見積書で、諸経費や値引き額を項目分けて計上している場合は、上記内訳にも項目を分けて記入してください。  
 ※3 「賃貸住宅に用途変更するための改修工事」を行う場合を除き、店舗、事務所等に係る工事は補助対象となりません。